

記者発表資料 2枚

平成30年4月4日
土木部 建築住宅課
保健福祉部 高齢福祉課

「福島県高齢者居住安定確保計画」を改定しました。

福島県では、少子高齢社会の進行や東日本大震災・原子力災害による影響を踏まえ、高齢者の居住の安定を確保するため、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）に基づく「福島県高齢者居住安定確保計画」を平成30年3月30日に改定しました。

改定した計画の概要は別添のとおりです。

なお、本編については、県土木部建築住宅課ホームページに掲載しています。

URL : <http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41065a/>

【問い合わせ先】

(住宅施策その他全般に関すること)

土木部 建築住宅課

主幹 渡邊佳文

電話 024-521-7986 (内線 3696)

FAX024-521-7955

(福祉施策に関すること)

保健福祉部 高齢福祉課

主幹兼副課長 青木貴彦

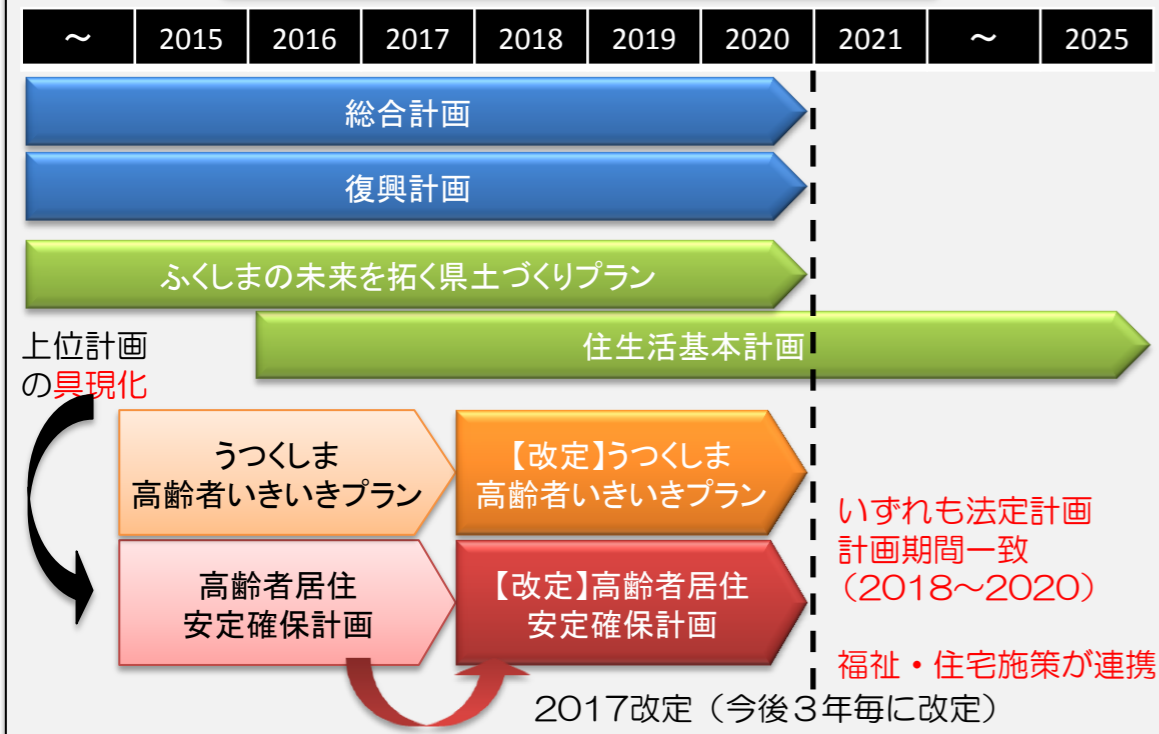
電話 024-521-7162 (内線 2532)

FAX 024-521-7985

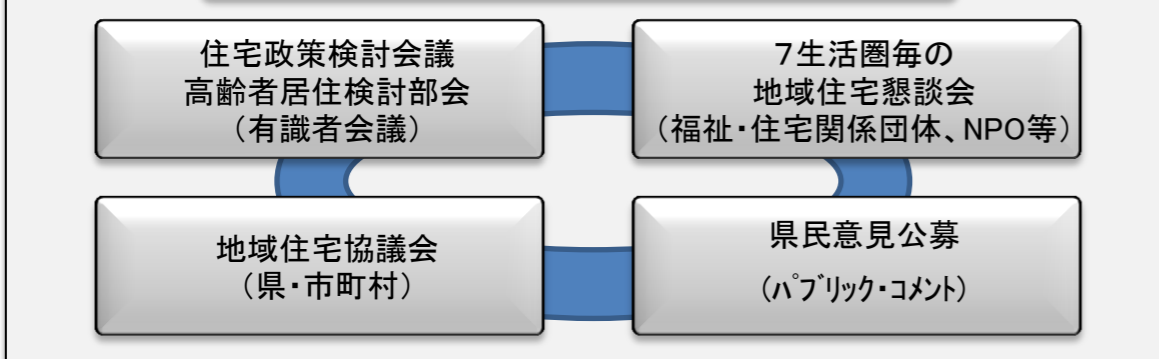
計画の目的

①東日本大震災等による被災高齢者の居住の安定の確保、②地域包括ケアシステムによる適切な介護サービス等の提供の実現、③全ての高齢者が自立し元気に暮らすことのできる良好な住環境の確保を図るため、住宅・老人ホーム等施設について、県民・事業者・市町村・県等が共有すべき、高齢者の居住の安定確保に関する基本目標・方針や施策の方向等を定めるもので、住宅施策と福祉施策が緊密に連携し、各種施策を総合的・計画的に推進するためのもの。【計画期間】2018年度～2020年度（3年間）

計画の期間、上位計画との関係



様々な主体による計画見直し、連携・協力体制



改定内容(計画全体)

- 主要方針「高齢者の豊かな住まいの実現」に次の基本事項を新たに位置付け
 - ①高齢者の居住実態（住まい・サービス）や居住ニーズの適確な把握
 - ②住宅（持家、公的・民間賃貸）、老人ホーム等施設の役割に応じた適正な供給（住まい・サービス）
 - ③施設待機者など住宅に居住する高齢者への支援確保（バリアフリー・地域密着型サービス）
- 法改正・上位計画改定への対応
 - ・新たな住宅セーフティネット制度による住宅登録、家賃等補助の推進を追加
 - ・うつくしま高齢者いきいきプラン改定を受け、地域包括ケアシステムの深化・推進へ拡充

基本目標

温かく支えあう地域で暮らす、高齢者の豊かな住まい

重点方針(東日本大震災からの復興と持続可能な地域社会づくり)

※青字は今回改定における追加・拡充箇所

第1 東日本大震災等による被災高齢者の居住の安定確保 ～高齢者の生活再建に向けた住宅の供給と居住環境の再建

- ①コミュニティに配慮した応急仮設住宅等
高齢者の孤立を防ぐ、コミュニティ施設・グループホームなどの運営、見守り・介護サービスの提供等
- ②応急仮設住宅等を退去した高齢者の居住の安定確保
応急仮設住宅を退去した後も必要となる見守り訪問・相談員等の適正な配置
復興公営住宅へのコミュニティ交流員の配置
- ③復興公営住宅等における高齢者の支援
高齢者等サポート拠点による介護サービス等の提供、自治会活動の尊重等
- ④被災した住宅の再建・改修促進
住宅改修などの出前相談、避難指示を受けた市町村が行う住宅の建物状況調査の支援、二重ローン対策、情報発信等

第2 高齢者の居住の安定確保に向けた持続可能な地域社会づくり

～地域包括ケアシステムの深化と推進、介護予防の推進と生活支援の充実

- ①地域包括ケアシステムの深化と推進
地域包括ケアシステムの中核を担う地域包括支援センターの機能強化、在宅医療と介護の連携
- ②健康長寿社会の実現に向けた介護予防の推進と生活支援の充実
地域包括ケアシステムの基盤整備などによる地域密着型サービス（定期巡回・随時対応型訪問介護看護等）の推進
地域包括ケアシステムを支える介護人材の確保・育成等

主要方針(高齢者の豊かな住まいの実現)

第1【持家】住み慣れた地域で暮らす快適な住まい ～高齢者の住宅の改修と在宅支援の充実

- ①高齢者に適した良好な住まいの確保
バリアフリー・省エネルギー改修、多世代同居・近居の支援、市町村や地域包括支援センターと連携した相談対応
- ②高齢者が快適に暮らせる住環境の形成
ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進

第2【賃貸住宅】集まって住む活気ある暮らし ～高齢者向け賃貸住宅の供給と適正管理の促進

- ①高齢者が安心して入居できる賃貸住宅の供給促進
居住支援協議会による相談・見守りネットワークの拡充、情報提供等
新たな住宅セーフティネット制度による住宅登録の推進、経済的支援の制度構築等
- ②生活支援、介護支援等が付いた高齢者向け賃貸住宅の供給促進
市町村高齢者居住安定確保計画の策定
市町村の医療・介護担当部局を含めたサービス付き高齢者向け住宅の適正立地の促進
- ③公営住宅等による居住の安定確保
公営住宅等長寿命化計画による計画的な改善、高齢者世帯の優先入居、見守り、連帯保証人制度の弾力的な運用等
- ④高齢者が入居する賃貸住宅の管理の適正化
サービス付き高齢者向け住宅の契約やセーフティネット住宅の登録属性の確認・指導等

第3【施設】介護や医療が付加された安心な暮らし ～老人ホーム等施設の整備促進

- ①生活支援、介護支援等が付いた老人ホーム等の整備促進
養護老人ホーム、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等の整備促進、介護療養型医療施設の円滑な転換促進
- ②有料老人ホームの適正な管理
「福島県有料老人ホーム設置運営指導指針・要綱」に基づく有料老人ホーム運営への指導助言・検査等

基本方針・施策の方向